

《研究ノート》

愛知県図書館史：1947～1952年

米井 勝一郎

はじめに

戦前、県立図書館を持たなかった本県が独自の公共図書館事業を始めるのは、占領期の1948年のことである。貸出文庫や移動図書館で図書館サービスを提供する館舎なき「動く図書館」であった。専用の館舎を有するとともに、複合文化施設の一部門という独特の図書館を持つことを決意したのは、対日講和条約が発効した1952年のことである。

今回、占領政策の転換とほぼ軌を一にする時期に本県が運用を始めた「動く図書館」から、占領の終結と同時に独特の図書館開設を決意するまでの占領後期とその直後の本県の図書館史を、当時地方行政に大きな影響力を振るった占領軍の動向にも触れ、具体的に明らかにする。

この時期の本県図書館史については、記念誌や教育史、愛知県に関わる戦後図書館のあゆみを概括した論考の中で触れられている。⁽³⁾ こうした先行文献に加え、小論が県政史に何程かの知見を付け加えることができれば幸いである。

戦後本県の図書館史は、戦争体験を踏まえ展開したものであったことから、以下の行論では、まず戦争が県内の図書館に与えた影響を確認することから始めていきたい。

1 県内図書館の戦争被害と戦後の再出発

(1) 県内図書館の戦争被害

1945年8月14日、政府はポツダム宣言の受諾を決

定、翌15日正午、終戦詔書の放送により無条件降伏が全国民に伝えられた。真珠湾攻撃から約3年8か月、盧溝橋事件から数えると約8年にわたった戦争が終わった。国内の主要都市は空襲により壊滅、国富の約25%が直接・間接に戦争による被害を被ったとされる。⁽⁴⁾

愛知県も1944年末から始まった空襲によって、名古屋市・豊橋市・岡崎市・一宮市の市街地の大部分が焼失、半田市・春日井市・豊川市などでも被害は大きかった。県内の総戸数の約30% 18万3000余戸が失われ、12月と翌年1月の東南海・三河地震もあり、県土は荒廃していた。⁽⁵⁾

図書館も戦火を免れなかった。市立名古屋図書館は1945年3月の空襲で本館と書庫の一部等を焼失、貴重な集書を失った。⁽⁶⁾ 同館とともに市民の読書活動を支えていた私立の簡易図書館も一連の空襲によって深刻なダメージを受けたとみられる。一方、職員決死の消火活動により罹災を免れた図書館も無事ではなかった。

本館（市立名古屋公衆図書館——引用者）は幸にして罹災をまぬがれたものの外部の熱気でガラスは破れ、窓わくはこわれ、壁はボロボロにはげ落ちてしまい、みるもあわれな姿となった。⁽⁷⁾

市立名古屋公衆図書館は、1925年、実業家の矢田績氏（1860～1940）が開設した財団法人名古屋公衆図書館を前身とする図書館。現在の名古屋市西図書館である。開設当初1万4500冊であった蔵書は戦時中には8万冊を超えるまでに成長していた。⁽⁸⁾

名古屋市を壊滅させた後、米軍の空爆は地域の都

市へと向かった。6月には豊橋市が、7月には岡崎市と一宮市が空爆され、一宮市立図書館と岡崎市立図書館の館舎が焼失した。

一宮市立図書館では、図書館長を兼務していた吉田万次市長の尽力により図書を疎開させており約7割が無事であったが、岡崎市立図書館は「貴重な蔵書共々灰燼に帰した。」⁽⁹⁾

県内図書館の戦争被害についてはまとまった資料は見当たらないので、ここでは1942年と戦後の1947年の県内の図書館統計とを比較することで戦争被害を推測する。

表1 1942年-1947年 図書館・図書数増減

	図書館数			図書数		
	1942年	1947年	増減	1942年	1947年	増減
名古屋市	10	7	△3	232,658	163,638	△69,020
豊橋市	1	1	0	33,985	36,341	2,356
岡崎市	1	1	0	43,284	1,000	△42,284
一宮市	1	1	0	10,963	6,091	△4,872
瀬戸市	-	1	1	-	3,146	3,146
半田市	5	2	△3	21,953	20,437	△1,516
愛知郡	-	-	-	-	-	-
東春日井郡 (春日井市)	-	1	1	-	-	-
西春日井郡	-	1	1	-	10,750	10,750
丹羽郡	2	-	△2	14,152	-	△14,152
葉栗郡	1	1	0	1,783	250	△1,533
中島郡	-	2	2	-	794	794
海部郡 (津島市)	1	1	0	10,217	8,196	△2,021
知多郡	18	17	△1	45,122	29,794	△15,328
碧海郡	8	9	1	53,349	28,852	△24,497
幡豆郡	1	1	0	89,467	109,977	20,510
額田郡	-	-	-	-	-	-
西加茂郡	2	2	0	1,741	1,230	△511
東加茂郡	1	1	0	1,632	785	△847
北設楽郡	1	-	△1	901	-	△901
南設楽郡	1	-	△1	15,314	-	△15,314
宝飯郡 (豊川市)	1	1	1	933	1,817	994
渥美郡	10	10	0	10,851	5,143	△5,708
八名郡	1	1	0	590	50	△540
総数	66	62	△4	588,895	428,401	△160,494

(注) 1942年は3月1日現在、1947年は8月30日現在。
 出典：愛知県編『昭和18年愛知県統計書』2編 教育（愛知県、1943年）107ページ、
 愛知県編『昭和21年愛知県統計書』（愛知県、1948年）57ページ。

表1によれば、館数は県全体で66館から62館と4館の減少に止まっているが、図書数で比較すると県全体で約59万冊から約43万冊へと16万冊約30%も減少している。空襲の影響は如実に表れており、岡崎市は市立図書館焼失を反映、名古屋市も大きく図書数を減じている。

名古屋市の図書館の場合、市立名古屋図書館の図書は少なくとも半数以上、簡易図書館では約2万冊の図書を戦災で失ったとみられる（表2）。

表2 名古屋市 図書数増減

	1942年	1947年	増減
公立 名古屋市立	150,000	73,000	△77,000
公立 簡易図書館	57,000	85,000	28,000
公立 計	26,000	6,000	△20,000
公立 計	233,000	164,000	△69,000

(注) 『愛知県統計書』の数値を前提に、市立名古屋図書館の七十年史所載の「蔵書統計」の1942年一般図書数、1947年は「計」のものを当て嵌めて作成。市立名古屋公衆図書館の図書数が『西図書館50年誌』（名古屋市西図書館、1975年）掲載のものとは異なってしまったが、おおまかな戦争被害を把握するため今はこのままにしておく。なお千冊未満は四捨五入。
 出典：愛知県編『昭和18年愛知県統計書』2編 教育（愛知県、1943年）107ページ、愛知県編『昭和21年愛知県統計書』（愛知県、1948年）57ページ、名古屋市鶴舞中央図書館編『名古屋市鶴舞中央図書館七十年史』（名古屋市鶴舞中央図書館、1994年）78ページ。

郡部では、戦後公共図書館から外れた図書館があった丹羽郡と南設楽郡を除くと、知多郡・碧海郡・渥美郡での図書数の減少が目立つ。詳細は不明だが戦災のほかに東南海・三河地震による被害もあったのではないと思われる。

県内図書館の戦争被害には不明な点が多い。ただ、戦前、人口約300万人（1937年）を擁する大県でありながら、県民が享受できる図書館サービスが地域的に偏り厚みにも欠けていたため、全体として貧弱なものとなったのは確かである。

(2) 戦後の再出発

戦後、長い戦争から解放された人々は、混沌とした状況に指針を見出すため本を求めて戦災を免れた図書館に向かった。

幸い8万冊の蔵書（市立名古屋公衆図書館の——引用者）は無事であったので、長い暗黒の生活から開放され、あたらしい心の糧を求めるひとびとは、図書館へ殺到した。

一般席200席、児童席50席の館内閲覧席は朝から満員となり、順番を待つ利用者の行列が延々と図書館の周囲をとりまく風景が毎日続き、入館のため数時間も待たされる状況であっ

⁽¹⁴⁾
た。

図書館の再建や公民館の開設が各市町村において進められていった。本県に対しても、県民の読書意欲の高まりや市町村の読書施設への支援について、積極的な対応が求められるようになる。

1947年1月、桑原幹根知事（官選）着任後最初の新年度予算を審議した定例県会で21件の意見書が採択された。この中に「中央図書館建設に関する意見書」があった。

平和国家建設の基盤として普く県民をして高く広き良識を持たしむる事が緊要である依って県は中央図書館を建設して広く強力に文化財を聚集してこれが培養育成をなさしむると共に市町村公民館との緊密なる連絡と指導の機関たらしめらるる様要望する⁽¹⁵⁾。

1937年に紀元二千六百年奉祝記念事業として県立図書館建設が企画されて約10年、再び図書館が県政の課題となった⁽¹⁶⁾。

2 愛知県立（中央）図書館の開設とその展開

(1) 戦後本県の図書館施策と愛知県立中央図書館の開設

ア 戦後本県の図書館施策と占領軍

定例県会で県立図書館建設に関する意見書が採択されたが、戦後の県政課題に忙殺されていた故であろう、本県は県立図書館の建設に向けてすぐ動き出さなかった。

1947年10月ようやく本県は「大衆教育の普及徹底」と「新憲法の意図する平和な文化の香高い社会の実現」のため「愛知県社会教育の方針」を策定した⁽¹⁷⁾。この方針の中で、市町村におけるラジオ聴取施設や映画幻燈設備と並んで読書施設の拡充強化が謳われた。しかし県立図書館については言及がなかった。

社会教育方針を策定した後、本県は社会教育推進

の資料とするため「社会教育実態調査」を県内市町村・学校を通じて実施し⁽¹⁸⁾、1948年2月この調査を踏まえ「社会教育三ヶ年計画」を公表した。この中で県立中央図書館が言及された。

社会教育の徹底をはかるため県では恒久社会教育施設として二十三年度からつぎのとおり三ヶ年計画をたてる

△社会教育研究所の設置△恒久施設として県に中央美術館、中央図書館、地方に公民館、簡易図書館△組織強化のため講師団組織、健全娯楽指導機関、市町村に社教協議会、各種指導者養成と教養講座△青年団婦人団、少年団、成年団体の教養活動積極助成など⁽¹⁹⁾

こうした本県の計画や調査に先立って、戦後わが国の社会全般に強権を行使した占領軍は、1947年8月、第8軍施行命令第57号「民間情報（広報）活動の件」（Civil Information Activities）を発出していた⁽²⁰⁾。この命令は、日本人を「再方向づけ」（reorientation）するため、軍政部に各種広報ツールや地方行政機関・民間団体を利活用することなどを指示するものであった。

占領軍による日本人の「再方向づけ」あるいは「再教育・再方向づけ」とは、大戦中のプロパガンダ政策の系譜を引くもので、あらゆるメディアを駆使して日本人の思考や行動パターンを、親米民主主義の方向へと転換させることを狙った米国の情報・教育政策である。ただ、当時の日本人が米側のそうした意図に対して受け身一方であったわけではなく、個々の局面では自らの目的のために上手く利用した面もあったとされる⁽²²⁾。

施行命令第57号では図書館に関しても、占領軍の民間情報教育局（CIE）が設置した図書館の資料の利活用、地方公共団体の図書館設立と維持を奨励し雑誌や図書を提供することなどを指示していた。

同年9月県庁近くに名古屋CIE図書館が開館し

た。図書館、学校や役場などにも占領軍が提供した雑誌や図書を閲覧させるための図書室が続々と開設された。⁽²³⁾ 11月には占領軍の勸奨によって市立春日井図書館が開館している。⁽²⁴⁾

本県の計画や調査は、一面こうした占領軍の意向にも配慮したものであったように思われる。戦後県民の読書意欲の高まりが図書館や公民館の拡充を促したが、占領軍が図書館を日本人の「再方向づけ」のツールとして重視していたことがその背中を押していたことも留意しておく必要がある。

社会教育三ヶ年計画で言及された県立図書館は、青柳秀夫知事のもと、1948年度当初予算編成にあたり策定された行政計画「県政白書」に組み込まれた。⁽²⁵⁾ 県会の決議から1年余り、県立図書館の建設がようやく県政の日程に上がった。

イ 愛知県立中央図書館の開設

1948年3月5日、次年度の当初予算を審議する県議会の開会にあたり、就任後本格的な予算編成で臨んだ青柳知事は、県政白書を踏まえた提案説明の中で県立中央図書館の建設について言及した。

第一に文化愛知建設のためには教育の興隆を図らねばなりません……学校教育と並んで社会教育の振興を図り、郷土文化の向上を期するため県立中央図書館の建設を初め地方公民館の設置を促進し、これらの社会教育振興の施設を拠点として男女青年団、婦人団体、文化団体等の健全なる発達と組織強化の育成に努めたいと存じます。⁽²⁶⁾

戦後直後の県財政は急激な膨張をみていた。本県は歳入の確保に努めたが、県財政は厳しい状態であり、こうした中では県立図書館のために施設と予算を手当することは難しかった。そのため本県は地域の読書活動を支援するため巡回文庫（貸出文庫）を運用することとし、それに必要な図書の購入費を中

心とした予算案を作成、県議会に提出した。

予算案に図書館建築費等が計上されていないことに疑問を呈した県議に対する理事者の答弁は、この間の事情をよく説明するものである。

現在中央図書館が都道府県にないのは僅か数府県にしかすぎないというのでありまして、文化愛知と言っておる愛知県においてその中央図書館がないということはまことに恥かしいと私も存じておるわけでありまして。しかしこの際中央図書館をつくって一般の閲覧を考えるとよりも、まず先決問題として地方の文化向上を目指していくことが必要と存じましたのと、物資がきわめて少い時でもありま^まので、取敢えず二百万円を計上いたしまして、一般の閲覧を本位とするものでなく、これを地方図書館の機能発揮のためにできるだけたくさんの本を購入してそうしたものを巡回させる、あるいは公民館を発達させて文化の拠点とする、そういったところにもつていくことを初年度としては取敢えず考えて二年度、三年度において財政と物資との関係を睨み合せて中央図書館をつくりたい⁽²⁷⁾

3月24日中央図書館設置費200万円の予算が可決された。戦前来の県立図書館開設の願いが実現したわけだが、館舎を欠いていたことからその存在感は希薄なものとならざるを得なかつた。⁽²⁸⁾

(2) 同館の貸出文庫と移動図書館⁽²⁹⁾

ア 貸出文庫

貸出文庫の開始 県社会教育課において図書の整理事務に着手したのは1948年8月に入ってからのことである。社会教育課内には本県と連携して県内図書館の振興や関係者の研修などに取り組んでいた愛知県図書館協会の事務局が置かれ、県職員がその団体事務を行っていた。同協会は県立中央図書館の事務が始まる前に占領軍により社会教育課から追放さ

れたらしく消滅したが、入れ替わりに社会教育課は⁽³⁰⁾図書館開設事務に着手したこととなる。同協会の看板が県立中央図書館に書き改められた感もなくはない。

10月には図書2,500冊を整理し、1セット50冊からなる貸出文庫50セットの編成を完了した。また貸出文庫の具体的な運用に関して「愛知県立中央図書館貸出文庫規程」が制定された。利用に関することが定められたほか、市町村などの団体が図書館などの読書施設の拡充に努めることが規定された。⁽³¹⁾

11月10日貸出文庫を希望した約230か所から第1回の貸与の対象として50団体の選定を行い、15日には岡崎・豊橋・一宮・新城（八楽）・県庁の5会場で47団体に対して文庫50セットの貸与が始められ、愛知県立中央図書館が活動を開始した。同館の設置や組織に関して条例や規則は制定されず、担当課の事務（行政サービス）としてのスタートであった。図書館令⁽³²⁾によらずに「中央図書館」を称すことができた所以であろう。

この間の11月1日、従前の県教育部に代わって愛知県教育委員会（以下「県教委」）が発足した。これより先1947年5月の地方自治法（附則6条）の施行により公立図書館職員は官吏から都道府県の吏員となり、民選となった県知事の任免権に服していたが、県教委の発足とともにその任免権に服することとなった（市町村教育委員会が設置されている場合を除く）。⁽³⁴⁾

貸出文庫の展開 1948年11月に47団体・貸出文庫50セットで始まった貸出文庫は、回を追うごとに貸与団体と貸出文庫数は急速に増え、貸出文庫の交換・貸与の会場も増設された。1949年度末までには延べ659団体・文庫705セット（約35,250冊）の交換・貸与が実施された。なお、この間の1949年7月には同館は事務室を県庁から千種区城山の旧昭和塾堂別館に移している。

同館の貸出文庫が急速に拡大したのは、本県が初めて手掛けた図書館事業であったこと、新刊図書の整備を図り貸与団体の数を増やしたことがあったが、県教委の発足と同時に各地方事務所に設けられた県教委事務局事務所の存在も⁽³⁵⁾見逃すことはできない。

各事務局事務所は郡を管轄区域として教育事務を担当した。同館に関しては、貸与団体の推薦を行ったり、貸出文庫の交換会場となったりしていた。地域を対象とした図書館サービスの円滑な運用には、県内各地に事務局事務所が組織化されたことも大きかった。

貸出文庫はその後も拡大を続け、1952年10月には215団体、文庫237セット約11,850冊が利用に供された。交換・貸与の会場も1955年9月には12会場にまで増加した。貸出文庫は1956年1月の第28回をもって終了するが、この間延べ約4,200団体に文庫約4,600セット約23万冊の交換・貸与を実施し、地域住民の読書活動に貢献した。

イ 移動図書館とCIE映画

移動図書館の開始 県民に好評をもって迎えられた貸出文庫であったが、その内容は図書館側が一方的に編成したものであったため、利用者が自由に本を選ぶということができなかった。貸出文庫の拡大に伴い、地域住民自らが本を自分で選んで借りたいという要望が同館に寄せられるようになった。またこの頃各都道府県において自動車を利用した移動図書館の巡回事業が始められており、⁽³⁶⁾新たな図書館サービスとして注目を集めていた。本県でも社会教育宣伝車「白鳥号」を移動図書館車に改装し、県内各地を巡回することとなった。

初回の移動図書館は、西加茂地区と知多地区それぞれ12か所ずつ合計24市町村を対象に、1951年5月28日から6月2日までの6日間、巡回を試行的に実

施することとなった⁽³⁷⁾。利用者が書架に接し自由に本を選べるようになったこと、また映画などを活用したサービスにも努めたことから、白鳥号の来訪は地域に歓迎された。

好きな本を見取り選り取り何冊でも二ヶ月間の貸出しを行い、ヒマを見ては新刊本の紹介やニュース写真の展示、あるいは木カゲで楽しくスクエアダンスや紙芝居、一方では町村の人々の移動図書館に対する率直な意見をテープレコーダーに吹込み、その場で再生放送をしたり、夜の会場では映画やげん燈や二十のトビラや童話や……と、今まで図書館といえば、面倒くさい手続を経て恐る恐る本を貸してイタダキ、その場でカシコマツテ読む所だとばかり思っていた人々に新しい時代の図書館としてすっかり変ぼうした移動図書館は予想外の好評ををくし、未巡回地区からの巡回要望が殺到している⁽³⁸⁾。

移動図書館が初巡回した1951年度の成績は、西加茂地区・知多地区で貸与冊数10,343冊であった。翌1952年度には、対象市町村を拡大したこともあって貸与冊数は倍の21,840冊になった。その後移動図書館車の更新（1954年4月）、2台目の増車（1957年4月）により、10年後の1961年度には、14地区206か所の駐車場でのサービスで貸与冊数は109,845冊までになった。

移動図書館が県内各地で好評を博す一方、貸出文庫の利用は減少してきた。同館はサービスを移動図書館に切り替えることとし、1956年度から貸出文庫を中止した。

CIE映画上映体制 同館は巡回先の会場で図書貸出業務を終えた後、そこで宿泊する場合、CIE映画の上映会を行うこととしていた⁽³⁹⁾。

CIE映画とは、占領軍の民間情報教育局（CIE）が日本人の「再方向づけ」のために、映写機「ナトコ」とセットで日本各地において上映させた教育文

化映画である⁽⁴⁰⁾。占領軍はCIE映画上映のため、都道府県庁に対して高圧的に行政指導を行った⁽⁴¹⁾。

1948年3月定例愛知県議会開会日の翌日（3月6日）、CIE係官が来県し、東海北陸六県の関係者の会議において映写機等の取扱方法、映写会の運営方法等について説明指示を行った⁽⁴²⁾。この時、県立図書館にフィルムライブラリーを置くことを強く求めたらしい。占領軍の要請は、ようやく貸出文庫の予算を議会に提出した本県当局を大いに慌てさせたらしく、早急な館舎の建設も議会で言及せざるを得なくなってしまった。

……初年度としては取敢えず考えて二年度、三年度において財政と物資との関係を睨み合せて中央図書館をつくりたい、こういう気持でおつたのでありますが、最近事情が変更せられまして、実は総司令部の方から、社会教育のために総司令部民間情報教育局の関係者がやつてきまして、日本が世界の時勢に後れないように、こういうような関係で実は映写機を一千台、日本の金に換算しますと二億円に該当するもの、フィルムが日本の金に換算しますと一億円近くに該当するものが取敢えず日本にくることに相成つたのであります。そうして映写機については二十台乃至三十台というものが本県にもくることになりまして、軍政部の東海北陸地区のある所がその本部となつて軍政部と県とが連絡をとつてそうした仕事をしていくというためにぜひとも県立中央図書館を愛知県にも置かなければ非常に困る、こういつた話がありまして、愛知県のような所に中央図書館がないというのは困る、そうしてその図書館には映写機、フィルムの保管の部屋をつくと同時に映写機、フィルム等の修理工場も附設することが望ましいということになつておりまして、それらの費用は——フィルムに関する保管設備とか修理工場等

に関するものの経営は東海北陸の各県にそれ、負担するように計画を立てていけ、こういうことに相なっておりますので、どうしても本年度中に適当な場所を選んで中央図書館をつくりたいということを考えておる次第であります。いずれそうしたことにつきまして皆様方の御協賛を受けたいと思いますので絶大の御後援をお願い申し上げたいと存じております。⁽⁴³⁾

県立図書館の建設話はこれ以上進展することはなかったが、5月には東海北陸地区視覚本部が設置されるとともに、社会教育関係者等への映写機の操作研修が実施され、占領軍の強い行政指導の下、CIE映画上映のための体制作りが進められた。12月ナトコとCIE映画が貸与されるのと同時に、県教委事務局に視覚教育係が、県庁の一角にフィルムライブラリーが設置され県域全体の指導と映画フィルムや機材の貸出にあたることとなった。また運営組織として地域には郡市を単位に上映事業を企画・実施するため地区視覚教育振興委員会が、町村では上映会の準備や郡視覚教育振興委員会への連絡等のため町村視覚教育委員会が設けられた。⁽⁴⁴⁾

1951年には移動図書館が、こうした全県的なCIE映画上映体制に加わったわけである。

県民の映画体験とCIE映画 CIE映画は、地域住民——ことに農山漁村の住民に歓迎されたと言及されることが多い。確かにCIE映画は多くの日本人に視聴されたが、こうした言説には、農山漁村を都市的⁽⁴⁵⁾文化・娯楽を欠く地域と見る都市在住者の一方的な視線も感じられる。

島岡哉氏によれば戦前奈良県の農山村においては、1910年代から巡回映画の上映会が開催されており、「映画会は、農村の日常生活世界の一部分をなし、社会構造の一部として機能していた」⁽⁴⁶⁾。地域住民は巡回映画業者と交渉し小学校で上映会を行っていた。地域住民は自分たちが関わった上映会を「やと

た映画（雇った映画）」、県などが行う教育・国策映画の上映会を「やとてない（雇ってない）映画」、「きとった（来ていた）映画」⁽⁴⁷⁾と呼んでいた。戦前、映画文化は農山村にもかなり浸透していた。

戦前本県における民間映画業者の地域での興行活動も活発であったようであるが、その実態はよく分からない。一方、「きとった（来ていた）映画」＝県の巡回映画事業については比較的資料が残っている。

1934年4月、本県は県民に生活改善や公共奉仕などを促すため社会教育映画班を設け、県内全市町村を対象に巡回映画事業を開始した。⁽⁴⁹⁾1937年8月には映画教育の普及発達を図るため、映画の配給や映写機の貸付等を行う愛知県映画教育協会（事務局：県学務部内）が発足した。学校や官公署などが会員として加盟し、郡市を単位として支部が設置された。⁽⁵⁰⁾同協会発足後は、加盟町村（団体）には県協会による映画の配給や貸出が、協会非加盟の町村には社会教育映画班による巡回映画事業が行われた。⁽⁵¹⁾

民間や県による地域での映画事業を考えると、戦前来地域住民の映画体験は案外豊富で、すでに動く映像に驚くという段階ではなく、映画について一言を有する観衆であり、映画鑑賞のリテラシーは相当に高いものがあったと思われる。実際社会教育映画班の上映会では、地域住民から失望の声が上がり、同班は事業開始の翌年度には上映映画について「興業映画の中より成るべく教育味あるもの」を選び、「娯楽味を強め」⁽⁵²⁾ることを考えざるを得なかった。

戦時中、県が関わる上映体制は停止を余儀なくされるが、戦後の占領軍によるナトコとCIE映画の提供はかつての映画上映体制「再建」の端緒である。

本県に於ける視聴覚教育は、戦前には約八〇〇台の無声映写機によつて、映画教育連盟を結成して非常に活発に行われていたのであるが、トーキーへの移行が戦争のため進まず、遂に影

をひそめてしまったのであつた。そして終戦、疲弊した地方の財政では、何時その体制を再建出来るか見通しもつかない状態であつた。このような時に、連合軍総司令部から、本県へ多数のナトコ映写機、CIE映画、幻灯機、スクリーン等が貸与されたのである。これは、本県にとっては将に早天に慈雨ともいうべきで、これを足がかりにして、急速に視聴覚教育の発展を将来したのである⁽⁵³⁾。

ゆえに、当初占領軍への畏怖の念と物珍しさなどで多数の観衆を得ていた上映会も、観衆の関心を引き留め続けるため戦前からの苦心を引き継ぐこととなる。

生活様式の異なる外国映画はなかなか民衆に溶け込まなかった。娯楽に飢えていた当時、映画といえば娯楽を求めて集まってきます。固苦しいCIEフィルムはあまり評判がよくなかった。月間二十回以上こなすのは楽じゃありません。

そこで娯楽映画を業者から借りて添加したのですが、映画会場では添加物が主役になってCIEが添え物になっている。当初最も人気のあったのは三益愛子の母のものでした。三益愛子に泣かされて「今日の映画はよかった、よかった」と言っている。CIEが良かったとは一人もいません⁽⁵⁴⁾。

移動図書館によるCIE映画の上映会も巡回映画事業という面に限れば、かつての社会教育映画班の巡回の延長にある。県民にとっては「きとった（来ていた）映画」の再来である。

1952年4月、わが国が主権を回復し占領軍がいなくなると、CIE映画の訴求力は減じざるを得ない⁽⁵⁵⁾。2年後（1954年）本県は移動図書館による巡回上映をやめてしまった⁽⁵⁶⁾。

(3) 図書館法と愛知県立図書館の成立

ア 図書館法の制定と図書館行政における都道府県の役割の変化

本県が移動図書館を始める前年の1950年4月、公共図書館に関して図書館法が成立した。

図書館法の意義については、公立図書館の設置が住民自治にまかされたこと、図書館サービスについて詳細に規定されたこと、公立図書館の利用について対価の徴収が禁じられたことなどがあげられるが、図書館行政の観点から見た場合重要なのは、都道府県の図書館行政に関して大きな権限を与えていた旧図書館令による制度的枠組みが廃止されたことである。

都道府県が有していた公私立図書館の設置廃止等の認可権がなくなるとともに、中央図書館制度も規定されなかったので、都道府県（図書館）が管内の図書館を規制したり指導したりすることもなくなった。また先にも触れたように、戦後公立図書館職員は都道府県吏員とされ都道府県（教育委員会）の任免権に服していたが、図書館法の施行（附則11）により新たに当該市町村の職員に任命されることとなった。都道府県が市町村の図書館職員の任免に関わることはなくなった。

同年12月地方公共団体職員の任免等に関して地方公務員法が可決・公布された。図書館法の規定と相俟って、市町村の図書館行政において団体自治が進展した。

イ 愛知県立図書館設置条例の制定

図書館法10条で地方公共団体は公立図書館の設置に関しては条例を定めなければならないとされたことから、県教委は県立中央図書館に関して条例制定を図り、県立図書館設置条例案と組織を整えるため職員定数条例の一部改正案を準備した。次は職員定数条例の一部改正案に付された提出理由である。

県立中央図書館の設置は、昭和二十二年知事の県政白書にも明らかにされた通り、県民の読書意欲にこたえ、健全な文化活動の一環として昭和二十三年度より図書購入費を計上し、専ら貸与文庫として県下を巡回し、極めて良好な成績をおさめている。しかしながら図書館の建設、職員の充実については種々の事情により計画通り進捗せず、現在建物は昭和塾堂の別棟を使用し、職員は主事一人、嘱託一人、臨時傭人三人、計五人を以てかろうじて運営に当っている現状である。しかして、本年四月三十日図書館法、ついで九月六日同施行規則の公布をみるに至り、現在全国において県立中央図書館をもたない府県は、兵庫、神奈川、愛知の三県のみとなり、図書館の充実を計るは今日より急たるはないと考えられる。

今回公布せられた図書館法施行規則においては公立図書館設置基準を示し、国庫補助金の支出も認められているが、この基準による場合、本県においては最低二十一名（雇傭人を含めない。）と定めている。しかし国庫補助率も明らかにされていない現在、本県としては建物を昭和塾堂本館に移した場合の運営可能な最低人員の増加を左記の通り要求する次第である⁽⁵⁷⁾。

記書きに記された要求人員は館長以下15人であった。当時同館の図書数は23,065冊。同規模の県立図書館に大分県立・青森県立・香川県立・三重県立があり、職員数がそれぞれ12人・9人・16人・15人であったので、県教委の要求も世間相場からはそう乖離したものではないといえる。

しかし職員定数条例の一部改正案は、おそらく人件費が問題となつて陽の目をみることはできず、「愛知県立図書館設置に関する条例」のみが1950年12月1日県議会で可決成立した。愛知県立図書館は制度上設置をみたが、実際には従前と同様担当課の事務

として運営が続けられた。

ウ 愛知図書館協会の発足

図書館法は県内の図書館関係者の結集を再び促す契機ともなった。

1950年3月7日、前年の夏頃から話があった地域図書館団体——図書館協会設立について公共図書館館長会で提案がなされ、参加者全員の賛同を得た⁽⁶¹⁾。その後の動きは資料によって異同があるが、同時代の文書と突き合せると次のような経過であった⁽⁶²⁾。

4月8日県内の図書館関係者が岡崎市に集い、図書館協会設立のための第1回準備会を開催、発起人を決定した。設立趣意書とその規約案が作成され、その後会員の募集が始まった。6月6日には名古屋商工会議所で第2回準備会を開催。総会と提出議案に関して審議が行われた。6月15日、名古屋商工会議所講堂で総会が開催され、事務局を愛知県立中央図書館内に置く愛知図書館協会が発足した。

名称を愛知「県」図書館協会ではなく愛知図書館としたのは、戦前の協会と区別する意があったのではといわれる⁽⁶³⁾。戦後の再出発に相応しい態度であったといえるが、そのことが象徴しているように、愛知図書館協会はかつての団体活動を引き継がなかった。戦前の地域図書館団体の活動は未だ十分に検討されることなく今日に至っている。

3 愛知県文化会館図書館の開設へ⁽⁶⁴⁾

(1) 知事選と本県の文化施策

1950年代に入ると本県はようやく発展の方向へと踏み出しつつあった。とはいえ食糧、住宅、衛生など多くの分野において県政の課題はまだ多かった。

1951年度、県内には公私立47の図書館があり、図書数は計約49万4千冊であった⁽⁶⁵⁾。館数は戦後直後(表1)から減少したが図書数は6万5千冊増加してい

た。この間読書施設として普及したのは公民館であ
⁽⁶⁶⁾る。当時公民館の図書数が9万4千冊(判明分)⁽⁶⁷⁾な
ので、県民に提供される図書は計約59万冊、ほぼ
1942年(表1)の水準に復していた。しかも県内市
町村217のうち公民館を有する市町村は過半を超え
⁽⁶⁸⁾ており、読書施設は従前よりも面的に大きく拡大し
ていた。ただ、公民館1館あたり図書数は平均456冊、
中央値では186冊と貧しく、県民の読書活動を支援
するために図書館の充実もまた課題であった。

図書館に関わる教育・文化施策の面において画期
となったのは1951年春の第2回知事選挙である。

4月30日に執行された知事選では7人が立候補し
たが、一位の得票者の得票数が法定数に達しなかつ
たため、上位2人による決選投票が実施されること
となった。その2人とは、前愛知県知事の桑原幹根
⁽⁶⁹⁾氏と前一宮市長の吉田万次氏⁽⁷⁰⁾である。

二人とも保守陣営に属する人物であり、今日から
見て二人の施策には大きな隔たりは感じられない。
⁽⁷¹⁾しかし、こと文化施設に関する見解は異なっていた。

この頃本県には重要な美術展覧会を開催できる適
当な施設がなかつた。⁽⁷²⁾桑原氏は、こうした状況を解
決すべく全国規模の展覧会を実施できる美術館の建
設を前面に掲げていた。

一方吉田氏は、まだまだ県民の生活状況が苦しい
現状での新たな文化施設建設には批判的であり、従
来からの社会学級や図書館といった社会教育の充実
を主張していた。

5月11日決選投票が執行された。桑原氏の得票数
577,879票、吉田氏が574,209票。僅か3,670票の差で、
桑原氏が勝利した。県民を二分した選挙結果は、桑
原氏の美術館建設について、県民の間に相当の反対
があることを示すものであった。

桑原さんの公約は愛知用水の建設と、中部の文
化の遅れを取り戻すための美術館建設。吉田さ
んは元お医者さんで、食うや食わずのこの時代

に文化などもってのほかだと批判したわけで
す。で、蓋を開けてみると3500票という小差で
桑原さんが当選した。言い換えれば、見解が二
つに割れたということで、美術館反対という意
見が相当あったんです。⁽⁷³⁾

桑原知事には県民間の分断を修復するため、その
文化施策を仕立て直すことが求められる。

(2) 文化施設構想の仕立て直し

この頃日米間で講和＝わが国の主権回復と国際社
会への復帰に関して協議と調整が進められていた。

こうした動きは桑原知事の構想見直しの契機と
なった。文化施設の建設を、県民の誰もが受け入れ
ることができる平和をシンボライズした事業、講和
記念事業として仕立て直すことにしたのである。

桑原知事は新しい文化施設について検討を開始し
たが、文化関係各界から好機逸すべからずとばかり
に要望が噴出、收拾がつかなくなってしまう。再
び意見の分断に直面したわけである。桑原知事は意
見の相違を再び修復することを図った。即ち各界の
要望を実現するため美術館・ホール・図書館などが
一体化した施設の建設を決意したのである。

(美術館建設反対が相当あったことに対して
——引用者)じゃあ、どうしようかという時に、
講和条約がその年の9月に結ばれて、そうだ講
和記念事業にしよう、もう再び戦争はしない、
平和のシンボルをつくるんだということで、事
態を収められたようです。……。

それで、一度美術家の方々に話を聞こうとい
うことになり、杉本健吉さん、亡くなられた太
田三郎さん、我妻碧宇さんの意見を聞いたので
すが、舞踊はどうなるんだ、演劇はどうしてく
れるんだ、25年には図書館法ができていました
ので、図書館はどうするんだと、わいわい陳情
がありまして、こりゃあいかん、どうにかしな

ければということで、桑原知事は美術館、講堂、図書館を有機的に結合した文化会館構想を決議されたよう⁽⁷⁴⁾です。

講和条約調印を目前に控えた9月3日、桑原知事は講和記念事業として名古屋市内に大規模複合文化施設「愛知文化センター」を建設する構想を発表した⁽⁷⁵⁾。翌1952年4月には講和記念事業文化施設基本計画樹立委員会が開催され、あらためて桑原知事から文化センターは図書館・美術館・教養施設が一体となった総合文化施設であること、県民全般に対する文化振興の原動力であるため活動力を備え、それに相応しい建築施設であることが説明された⁽⁷⁶⁾。県立図書館の開設が秒読み段階に入った。

(3) 県議会における文化施設建設の審議

桑原知事は1952年5月定例愛知県議会に文化センター建設費を含む講和記念事業費2億7千万余円の予算案を提出した。県議会ではこの予算案について議論が沸騰した。

総務委員会では講和記念事業について特別委員会を設けて協議することを条件に賛成されたが、本会議では巨額な予算を要する当該事業は精査すべきであるとして調査費の計上に止めたい、という修正動議が提出された。理由は、県政には文化よりも優先すべき事業があること、名古屋市内に既に施設が整備されていること——いわゆる二重行政批判であった。

体育館あるいはこういうステージの活用のためには、名古屋市が建設いたしました金山体育館があり、あるいは小講演のためには県が建設した貿易館のステージがある。また美術館、こういうものためには徳川美術館がある……、また図書館の問題がございしますが、これは名古屋市が現に鶴舞公園に市立図書館を建設中でございまして、これは不日落成いたすのでございま

す。図書館といい、ステージといい、美術館といい、これらのものは、現に名古屋市に現存するものであり、あるいは最も近い将来において落成する見通しの上に立つておる。それだのに再びここに乏しき県費を重複して支出せしめようとする必要性がどこにあるか⁽⁷⁷⁾

修正動議は賛成少数で否決されたが、その後も巨額な予算を要する文化センターの建設については疑問が呈された。

桑原知事は、文化センターの建設は講和条約発効を記念し平和を希求するものであるとともに、学校教育に比して見劣りのする社会教育振興の起点となるものであること、県民全体に役立つものであることを力説し建設への理解を求めた。

私共はこの意義ある殊にアメリカと日本との信頼と和解の上に立つた講和条約発効を永久に記念し、私共が本当に平和を衷心から要求しているということを後世に伝え残す意味におきましてこの千載一遇の好機において私は記念塔を打ち建てたい。かように考えた次第でございます。

……

教育事業費が五十億になんなんとするとき僅か社会教育費は八百万円を数えるにすぎないのであります。私は今日本県の社会教育を振興しなければならんと考えますと、なすべきことは非常に多いのでございますが、しかしその社会教育の基地中心点として所謂文化センターをつくりたい……独りこの利用が予定されるのは名古屋市民ばかりでなく、名古屋市民を包含した三百四十万県民の社会教育の上に大いに役立たせたいと、かように考えている次第でございます⁽⁷⁸⁾。

本会議では文化センター建設に対して賛否の議論が続いたが、最終的には賛成多数により原案が可決された。図書館・美術館・講堂からなる文化センター

=愛知県文化会館の建設が始まることとなった。

おわりに

愛知県文化会館（以下「文化会館」）の建設は美術館からスタートした（1954年2月）。美術館竣工後第2期工事として講堂の建設が、そして第3期工事として図書館の建設が始まり、1959年4月図書館が開館し文化会館が完成した。

知事部局の総務部学事課が文化会館を所管したことから、その一部門である図書館も県教委の所管とはならず、知事部局に属する図書館として開館した。また二重行政批判への対応として、同館は館外貸出を行わない、館内閲覧とレファレンスを活動の中心に据えた図書館となった⁽⁷⁹⁾。桑原知事始め文化会館の建設に関わった方々は——おそらく意図していなかったであろうが、占領期に制定された社会教育法や図書館法が想定した図書館とは異なる図書館を生み出したのであった。文化会館はその意味でも講和=占領が終わったことを象徴するものであったといえる。

文化会館図書館開館後も移動図書館の愛知県立図書館は活動を続けた。1961年には文化会館に拠点を移し、一見同館が文化会館に吸収されたかのようになった。1964年3月、前年の地方自治法改正に伴い関係条例が整理され同館設置根拠の条例が廃止された。移動図書館はその後も県教委の事務事業として続けられたが、制度上愛知県立図書館はこの時をもって消滅した。

- (1) 本文中地方公共団体としての愛知県を指す場合は原則「本県」といい、地方行政区画を指す場合は「愛知県」または「県」という。また、「図書館」は公共図書館を指す。
- (2) 占領軍の政策と関連した占領期の時期区分については明神勲「占領史研究と「逆コース」概念：フロ

スト説の論評を中心に」『釧路論集：北海道教育大学釧路校研究紀要』35号（北海道教育大学釧路校、2003年11月）を参照。

- (3) 愛知県教育委員会文化財課編『40年のあゆみ：愛知県移動図書館記録書』（愛知県教育委員会文化財課、1991年）、愛知県教育委員会編『愛知県教育史』5-6巻（愛知県教育委員会、2006-2023年）、笹谷調・田中輝「戦後における愛知県図書館のあゆみ」『東海社会教育研究会会誌』20号（東海社会教育研究会、1977年5月）。
- (4) 日本銀行百年史編纂委員会編『日本銀行百年史』5巻（日本銀行、1985年）3ページ。
- (5) 愛知県編『愛知県昭和史』下（愛知県、1973年）3ページ。
- (6) 阪谷俊作「図書館の戦災」『郷土文化』1巻1号（名古屋郷土文化会、1946年6月）17~18ページ。
- (7) 名古屋市栄図書館編『名古屋市栄図書館40年誌』（名古屋市栄図書館、1965年）22ページ。
- (8) 戦時中同館の蔵書は約55千冊（1943年）から約85千冊（1944年）に急増しているが（名古屋市西図書館編『西図書館50年誌：大正14年~昭和50年』（名古屋市西図書館、1975年）143ページ）、これは主に1944年8月に市立名古屋図書館児童室及び貸出文庫の図書に移管を受けたことによるものと思われる（前掲名古屋市栄図書館編書、35ページ）。
- (9) 歴代知事編纂会編『日本の歴代市長』2巻（歴代知事編纂会、1984年）468ページ、一宮市立図書館編『一宮市立図書館50年史』（一宮市教育委員会、1966年）34ページ。
- (10) 新編岡崎市史編集委員会編『新編岡崎市史』現代（新編岡崎市史編さん委員会、1985年）306ページ。
- (11) 瀧実業学校（現在の滝中学校・高等学校）の瀧文庫（丹羽郡）と新城町図書館（南設楽郡）とが公共図書館としてカウントされなくなったと思われる。新城町図書館は戦後公民館に転換したらしい。
- (12) 豊橋市立図書館では、東南海地震により書架の4分の1が倒壊、約1万冊の図書が散乱し、その後片付けのため3日間休館したという（豊橋市図書館100周年記念誌編集委員会編『豊橋市図書館100年のあゆみ：豊橋市図書館100周年記念誌』（豊橋市図書館、2014年）20ページ）。
- (13) 拙稿「戦前愛知県の県立図書館建設構想」（『愛知県公文書館研究紀要』創刊号（愛知県公文書館、2023年3月）、以下「米井前稿」）で戦前の県内図書館事情に

簡単に触れたが、以下他府県との比較にも言及し改めてやや詳しく概観しておく

1937年度（1938年3月1日現在）、本県には県立図書館はなかったが、県内には公私立図書館が64館、所蔵図書数は県全体で合計528,550冊あった。当時県内には6市18郡あったので、1郡市あたりの図書館数は平均2.7館となるが、その分布は偏っていた。知多郡に16館、名古屋市と渥美郡にそれぞれ10館、碧海郡に8館、半田市に5館あったが、瀬戸市・愛知郡・東西春日井郡・中島郡・額田郡に図書館の設けはなく、西加茂郡と丹羽郡にそれぞれ2館あったほかは、その他の郡市には1館しかなかった。

図書館数では知多郡と半田市を合わせた知多地域が全体の33%を占めていたが、所蔵図書数では県全体約53万冊のうち、名古屋市だけで約20万冊38%を占め、年間閲覧人員も県全体約95万人のうち、名古屋市が半数の約48万人（そのうち市立名古屋図書館が22万人）を占めていた。

当時、県全体の所蔵図書数は全国で4番目、県民1人あたりでは山梨県と同順位で21番目と中位に位置する。が、図書館数では全国で28番目と順位を下げ、県民1人あたり図書館数では全国で38番目とさらに下位になる。なお、当時の愛知県の人口は2,981,200人であった。（以上、愛知県編『昭和12年愛知県統計書』2編 教育（愛知県、1939年）135ページ、内閣統計局編『大日本帝国統計年鑑』59回（内閣統計局、1941年）171ページ。県民1人当たりの数値は、帝国統計年鑑の数値を東洋経済新報社編『昭和国勢総覧』上（東洋経済新報社、1980年）34ページの1937年人口2,981,200で除したもの。）

なお米井前稿では、文部省の『図書館一覧：昭和12年4月1日現在』（文部省社会教育局、1939年）を使い県内図書館数を62館としているが、同書は蔵書3,000冊未満の図書館については図書冊数の記載を欠いており全国比較ができない。そのため今回は同年度内1938年3月1日現在の図書館数と図書冊数を記載した『昭和12年愛知県統計書』を利用した。

- (14) 前掲名古屋市西図書館編『西図書館50年誌』28ページ。
- (15) 愛知県議会事務局編『愛知県議会史』8巻（愛知県議会、1971年）1077ページ。
- (16) 米井前稿参照。
- (17) 愛知県教育委員会編『愛知県教育史』資料編・現代1（愛知県教育委員会、1997年）772～774ページ。

(18) この社会教育実態調査について、愛知県教育委員会編『愛知県教育史』5巻（愛知県教育委員会、2006年）566ページではこの調査実施を11月15日とするが、『愛知県戦後教育史年表』（愛知県科学教育センター、1965年）では12月15日と伝える。どちらかの誤植かと思われるが、別に1948年1月24日付けで本県から県内の小中学校長宛てに調査への協力を依頼する資料があり（前掲『愛知県教育史』資料編・現代1、780ページ）、この調査のプロセスは判然としない。

(19) 「県に中央美術館 教養活動を積極助成 社教三年計画」『中部日本新聞』（1948年2月4日市内版）。

(20) GHQ/SCAP Records, Civil Affairs Section = 連合国最高司令官総司令部民事局文書（ボックス番号：2346；フォルダ番号：1）<URL: <https://dl.ndl.go.jp/pid/11612250/1/93>> [アクセス2024-03-03]。コマ番号93～98が当該文書。

(21) 軍政部とは、占領軍の機構の中で、各都道府県にあって中央の出先機関や地方公共団体等を監督・援助することを目的とした組織。しばしば高圧的な行政指導を行い、日本側の占領軍に対する畏怖の念もあり、地方行政に大きな影響を与えた。愛知軍政部は県庁の3階におかれ、ほぼ3階全てを使用していたという。1949年軍政部は民事部へと名称をかえたが、その後各都道府県の民事部は廃止され、1950年からは総司令部の民事局のもとで全国8地方民事部が各ブロックの都道府県を所管する体制となった（阿部彰『戦後地方教育制度成立過程の研究』（風間書房、1983年）5～30ページ、中西光夫「愛知県教育百年の歩み」『教育愛知』20巻6号（愛知県教育振興会、1972年9月）52～54ページ）。

(22) 土屋由香『親米日本の構築：アメリカの対日情報・教育政策と日本占領』（明石書店、2009年）12～14ページ。従来の図書館史、とくに通史的文献では、占領軍が設置したCIE図書館が戦後公共図書館活動のモデルとなったことへの言及がしばしばなされたが、占領軍の戦略的意図は記述されることは少なかった（例えば、日本図書館協会編『近代日本図書館の歩み：日本図書館協会創立百年記念』本篇（日本図書館協会、1993年）など）。2000年代以降土屋由香氏や谷川健司氏（『アメリカ映画と占領政策』（京都大学学術出版会、2002年）らにより占領軍の情報・教育政策の分析が進められると、通史的図書館史においても占領軍の意図について記述がなされるようになっていく（例えば、千錫烈編『図書・図書館史（ベーシック司書講座・図

- 書館の基礎と展望10』(学文社、2014年)など)。
- (23) CI図書室、CIE図書室とも。1949年10月現在、県内41か所に設置されていた(愛知県教育委員会事務局編『教育要覧』(愛知県教育委員会、1949年)248ページ)。
- (24) 春日井市編『春日井市史』(春日井市、1963年)589ページ。
- (25) 「住宅廿万戸を建設 五ヶ年に百万石増産 発表された県政白書」『朝日新聞』(1948年3月6日名古屋版)。
- (26) 愛知県議会事務局編『愛知県議会史』9巻(愛知県議会、1981年)481ページ。
- (27) 『昭和23年3月定例愛知県議会会議録』(1948年3月5日開会1948年3月24日閉会)202~203ページ。
- (28) 1950年2月議会で県議から文化振興策について問われた際、理事者は県立図書館がないのは(本県も含め)3県と述べたが、その後さきほど本県に図書館がないというのは貸出文庫を実施しているものの建物がないということと弁解している(前掲『愛知県議会史』9巻776ページ)。
- (29) 同館の貸出文庫と移動図書館については、以下特に注記しない場合は前掲『40年のあゆみ:愛知県移動図書館記録書』(以下『40年のあゆみ』)による。
- (30) 1948年7月、占領軍民間情報教育局CIEのJ・M・ネルソンの要請により、文部省から都道府県知事宛てに社会教育関係団体に対して統制や干渉を行わないことを求めた通達が発出され、庁舎の事務室を社会教育団体に使わせないこと、職員が社会教育団体の役員とならないこと、特定の民間団体に補助金等を出さないことなどが指示された。この通達が都道府県社会教育関係団体に及ぼした影響は大きく、社会教育課に机を並べていた関係団体の組織・職員がその座を追われることとなったという(国立教育研究所編『日本近代教育百年史』8(社会教育2)(国立教育研究所、1974年)736~739ページ)。愛知県図書館協会はこの通達の直前まで研修事業に取り組んでいたが(前掲『愛知県教育史』資料編・現代1)、以後その活動は確認できなくなるので、この通達により県庁から追われ消滅したものと思われる。
- (31) 『40年のあゆみ』45ページ。同書に掲載されている規程が制定当初のものであるかは不明。他に拠るべき資料が見当たらないので、本文の記述は同書掲載の規程に拠った。
- (32) 旧図書館関係法令は1948年1月以降実質的に失効していたが、図書館に関する新たな法律が出来るまでは「なお従前の例による」とされ有効であった(寺中作雄『社会教育法解説』(社会教育図書、1949年)63、195ページ)。
- (33) 戦前待遇官吏であった公立図書館職員は、戦後の官制改革(1946年4月)により官吏(地方事務官)とされていた。
- (34) 前掲愛知県教育委員会事務局編『教育要覧』55~56ページ。
- (35) 前掲『愛知県教育史』5巻243~244ページ。
- (36) 石川敬史「移動図書館史研究ノート:1950年代前半における予備的考察」『情報社会試論』Vol.5(1999年)(基礎情報学/ネオ・サイバネティクスの研究、論考発表サイトdigital-narcis.orgから)<<https://digital-narcis.org/Neo-Cybernetics-Group/>> [アクセス2024-03-05]。
- (37) 「新しく誕生するブック・モバイル」『愛知県教育委員会報』5号(愛知県教育委員会事務局、1951年5月)21ページ。
- (38) 「白鳥号、に乗った移動図書館好評」『社会と教育』54号(愛知県教育委員会、1951年7月)24ページ。
- (39) 前掲「新しく誕生するブック・モバイル」21ページ、愛知県立図書館編『移動図書館の概要』(愛知県立図書館、1953年)3~4ページ。
- (40) 前掲土屋『親米日本の構築』127~155ページ。
- (41) ナトコ導入の経過については、前掲阿部『戦後地方教育制度成立過程の研究』685~742ページ参照。
- (42) 「三月上旬分執務報告提出の件」JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B18090054200(第61画像)、連合軍の本土進駐並びに軍政関係一件 軍政関係連絡調整地方事務局執務報告書綴 第16巻(東海北陸1)(A'1.0.0.2-1-1)(外務省外交史料館)。当該文書には「昭和二十二年二月二十日」と年月日が記載されているが、同文書に押された受付印のそれは「23.3.22」である。
- (43) 前掲『昭和23年3月定例愛知県議会会議録』203ページ。
- (44) 以上本県の上映体制構築の経過については資料によって若干異同がある。本稿では「発社100号(23・4、都道府県知事宛、社会教育局長)視覚指導者講習会について」(近代日本教育制度史料編纂会編『近代日本教育制度史料』27巻(社会教育)(大日本雄弁会講談社、1958年)所収)、山田順一「戦後東海社会教育史:占領期社会教育民主化の性格に関する考察」『東海社会教育研究会会誌』16号(1973年5月)、前掲『教育要覧』『愛知県教育史』5巻などにより整理した。

- (45) 本県でのCIE映画の上映回数と観覧者数は1949年度と1950年度それぞれ9,292回・3,582,672人、13,900回・6,658,000人であった（愛知県教育委員会事務局調査統計課編『教育年報』昭和25年度（愛知県教育委員会、1951年）34ページ）。
- (46) 島岡哉「近代日本の巡回幻燈・巡回映画に関する文化社会学的考察：奈良県吉野郡の農山村を事例として」『旅の文化研究所研究報告』13号（旅の文化研究所、2004年12月）157ページ。
- (47) 同上164ページ。
- (48) やや古い統計（1926年の映画興行観覧者数）では、県全体約630万人の観覧者数のうち、映画興行場が多数ある市部が約510万人と圧倒的多数を占めるが、町村部でも約120万人の観覧者数を数えている（文部省普通学務局社会教育課編『現行映画興行と教育との関係に関する調査概要（教育映画研究資料1輯）』（文部省、1928年）14ページ）。
- (49) 「社会教育映画班」『国民更生時報』1巻1号（愛知県庁社会教育課、1934年6月）15ページ、「愛知県社会教育映画班概要」同誌1巻3号（1934年11月）16ページ。『国民更生時報』は『愛知の社会教育』（愛知県教化事業協会）の継続前誌。
- (50) 愛知県映画教育協会編『映画教育要覧』昭和16年度（愛知県映画教育協会、[1941年]）6、27～41ページ。
- (51) 愛知県映画教育協会「発声映画と教材映画」『愛知の社会教育』6巻4号（1939年4月）7ページ。
- (52) 「社会教育映画班の新陣容」『国民更生時報』2巻4号（1935年2月）16ページ。）
- (53) 「社会教育の振興は視聴覚教材活用から」『社会と教育』63号（1952年6月）28ページ。
- (54) 「座談会AVE20年：歴代視聴覚教育係長誌上座談会」『社会と教育』217号（1965年12月）6ページ。
- (55) 独立後の1952年7月から1年間のナトコ上映回数は13,455回で1950年度とそう変わらないが、観覧者数は約180万人減の486万人であった（愛知県教育委員会事務局編『愛知県教育要覧』（愛知県教育委員会、1954年）248ページ）。
- (56) 当時移動図書館の担当者であった鋤柄欣有氏は別稿で、巡回映画の終了を日本国民がテレビの力道山の空手チョップに熱狂した1957～58年頃と述べているが（拙稿「戦後初期愛知県の図書館史：鋤柄欣有氏インタビュー記録」『図書館文化史研究』36号（日本図書館文化史研究会、2019年9月）185ページ）、テレビの力道山の活躍に日本人が拍手喝采したのが1954年以降のことである（力道山光浩『力道山自伝：空手チョップ世界に行く』（ベースボールマガジン社、1962年）50～51ページ）。また、移動図書館事業の公式記録『40年のあゆみ』の関係者の対談では、白鳥号の次の移動図書館車「いずみ号」でも巡回映画を「少しやった」（30ページ）との発言があり、いずみ号の導入が1954年4月なので、対談の中で「映画をやめたのは29年の後半です」というのが正しいと思われる。
- (57) 「県立図書館の職員増置について」『昭和25年度教育委員会会議録』（愛知県公文書館蔵、請求記号N5）。
- (58) 1950年11月文部省調査。中井正一・岡田温編『図書館年鑑』1952（図書館資料社、1951年）52～55ページ。
- (59) 青柳知事は11月定例県議会の提案説明において「人件費その他経費につきまして慎重なる検討を加え節約を期したく存じております。」と述べている（前掲『愛知県議会史』9巻851ページ）。
- (60) 前掲『40年のあゆみ』11ページ。
- (61) 日下英之「愛知図書館協会30年のあゆみ」『愛知図書館協会会報』107号（愛知図書館協会、1980年11月）4ページ。
- (62) 「愛知図書館協会設立について」（前掲『昭和25年度教育委員会会議録』）。
- (63) 前掲日下「愛知図書館協会30年のあゆみ」4ページ。
- (64) 米井前稿では戦前の県立図書館建設構想との関連で戦後の文化会館の開設に言及した。小論では、前稿と重複するところもあるが、本県における文化会館一図書館開設に関わる意思決定の経過を扱う。
- (65) 1951年度末現在数（愛知県編『愛知県統計年鑑』2回（愛知県、1953年）515ページ）。
- (66) 図書館数の減には小規模図書館の公民館等への転用があった（前掲笹谷・田中「戦後における愛知県図書館のあゆみ」25ページ）。
- (67) 愛知県教育委員会編『愛知県公民館名簿 附施設状況調査表：昭和26年10月1日現在』（愛知県教育委員会、1951年）24～32ページ。
- (68) 公民館を有する市町村数は132である（愛知県編『愛知県統計年鑑』1回（1952年、愛知県）545ページ）。
- (69) 1895年生まれ、山梨県の産。東京帝国大学法学部卒業後、内務省に入って宮城県・山口県・広島県などで地方行政に携わった。1946年7月内務省の知事として愛知県に赴任（～1947年3月）。戦後直後の食糧難・物資不足などの解決のために奔走し、県民生活安定のために尽力した。
- (70) 1892年一宮市生まれ。県立医学専門学校卒業後開

業。市会議員、県会議員、1942年6月から一宮市長（～1947年1月）。戦時という困難な時期の市政、また戦後市政の再建に尽力した。市長時代に市立図書館長を兼務していたことについては先にも触れた。

- (71) 「私が知事になったら」『中部日本新聞：夕刊』（1951年5月7日）。
- (72) 当時、美術品の展覧会場として使うことができたのは丸栄や松坂屋といった百貨店、丸善画廊などの一部の画廊であった（石崎尚「愛知県文化会館における展示と収集」『愛知県美術館研究紀要』27号（愛知芸術文化センター愛知県美術館、2021年3月）31ページ脚注3）。
- (73) 「座談会 回想・愛知県建築部営繕課 愛知県文化会館を見つめ続けた35年」『愛知県文化会館：近代建築としての軌跡』（愛知県建築部営繕課・編集企画室 群編、愛知県建築部営繕課、1993年）26ページ。
- (74) 同上26～27ページ。なお桑原知事の決断と戦前の複合文化施設構想（米井前稿参照）との間に関連があるかどうかは今もって不明である。
- (75) 「愛知文化センター 講和記念に設立計画 桑原知事語る」『中部日本新聞：夕刊』（1951年9月4日）。
- (76) 愛知県文化会館編『愛知県文化会館二十年のあゆみ』（愛知県文化会館、1979年）3ページ。
- (77) 『[[昭和27年] 定例愛知県議会会議録』3（1952年5月20日開会1952年5月22日閉会）35ページ。
- (78) 同上44～45ページ。
- (79) 前掲拙稿「戦後初期愛知県の図書館史：鋤柄欣宥氏インタビュー記録」192～194ページ。

（愛知芸術文化センター愛知県図書館）

※本稿は筆者の個人的調査研究であり、筆者の関係する組織や団体の見解を表したものではありません。